

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月31日

【会社名】 株式会社アルデプロ

【英訳名】 ARDEPRO Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 椎塚裕一

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部経営企画部部长 荻坂昌次郎

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部経営企画部部长 荻坂昌次郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年10月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年10月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 普通株式、A種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の各株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

普通株式1株につき金2円00銭 総額460,103,646円

A種優先株式1株につき金1,500円00銭 総額4,011,000円

C種優先株式1株につき金18円50銭 総額14,987,109円

D種優先株式1株につき金18円50銭 総額36,207,941円

E種優先株式1株につき金1円90銭 総額263,762円

ロ 効力発生日

平成28年10月28日

第2号議案 定款一部変更の件

目的に金銭貸付業務を追加するもの。

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現するため、監査等委員会設置会社への移行に必要な所要の変更を行うもの。

会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務を執行しない取締役について責任限定契約を締結することを可能とし、期待される役割を十分に発揮できるよう変更するもの。

その他字句の修正および条数の変更等所要の変更を行うもの。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役として、椎塚裕一、森宗次郎の両氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として平田英之、伊禮勇吉、中野洋の各氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額1億4,000万円以内とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

監査等委員である取締役の報酬限度額を年額3,000万円以内とする。

第7号議案 会計監査人選任の件

霞友有限責任監査法人を会計監査人として選任する。

第8号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役久保玲士氏に対し、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	4,051,447	6,995	141	(注)1	可決 99.28
第2号議案	4,051,959	6,481	141	(注)2	可決 99.29
第3号議案					
椎塚裕一	4,051,182	7,252	141	(注)3	可決 99.27
森宗次郎	4,051,005	7,429	141		可決 99.27
第4号議案					
平田英之	4,051,649	6,785	141	(注)3	可決 99.29
伊禮勇吉	4,039,371	19,063	141		可決 98.98
中野洋	4,051,663	6,771	141		可決 99.29
第5号議案	4,048,849	9,591	141	(注)1	可決 99.22
第6号議案	4,050,657	7,777	141	(注)1	可決 99.26
第7号議案	4,052,259	6,177	141	(注)1	可決 99.30
第8号議案	4,038,312	20,128	141	(注)1	可決 98.96

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。